

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界道路防災のための斜面对策事業の基礎研究  
(プロジェクト研究) (QCBS)

調達管理番号： 20a00281

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年9月16日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年9月16日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界道路防災のための斜面对策事業の基礎研究（プロジェクト研究）（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月末 ～ 2022年6月末

競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後11ヶ月後）：契約金額の20%を限度とする。

## 4. 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【契約第一課 楨田 容子 [Makita.Yoko@jica.go.jp](mailto:Makita.Yoko@jica.go.jp)】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

資金協力業務部 実施監理第一課

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年9月25日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: Makita.Yoko@jica.go.jp）

注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年10月16日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年11月5日(木) 14時30分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年11月13日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

## (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

## (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

### 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

##### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、  
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. 背景と目的

我が国の ODA は黎明期より、道路・橋梁といったハード施設整備を脈々と続けている。これら施設整備では、近傍あるいは隣接する位置に度々斜面が存在し、施設建設と同時に、道路防災としてその斜面への崩壊対策等も実施している。近年では、国土の多くを山岳地帯が占める国々より斜面对策の要請が出され、資金協力事業や技術協力事業により斜面对策単体の案件も形成されており、今後も一定のニーズがあると考えられている。

他方、斜面对策は目視できない地中の調査を含むため、施工後に予期せぬ事態が発生しやすく、一部の設計変更はやむを得ないものとされている。こうした性質を持つ斜面对策事業を ODA で実施する場合、特に無償資金協力においては、協力準備調査の調査・積算を基に閣議決定され、事業費が確定するため、施工開始後に設計変更が多発すると閣議決定額内で事業が完成しない恐れもある。

また、国土の 70%以上が山岳地帯である我が国は、他の先進国と比べて斜面对策技術が発展していると言われているが、他国との調査手法や対策を比較し、その優位性を明示した文献等は少ない。欧米諸国には、我が国同様、山岳地帯を多く持つ国や地域が存在し、彼らが優れた技術を持つ可能もある。また開発途上国においても、その国の土壌に適した独自の斜面对策技術を有している可能性もある。

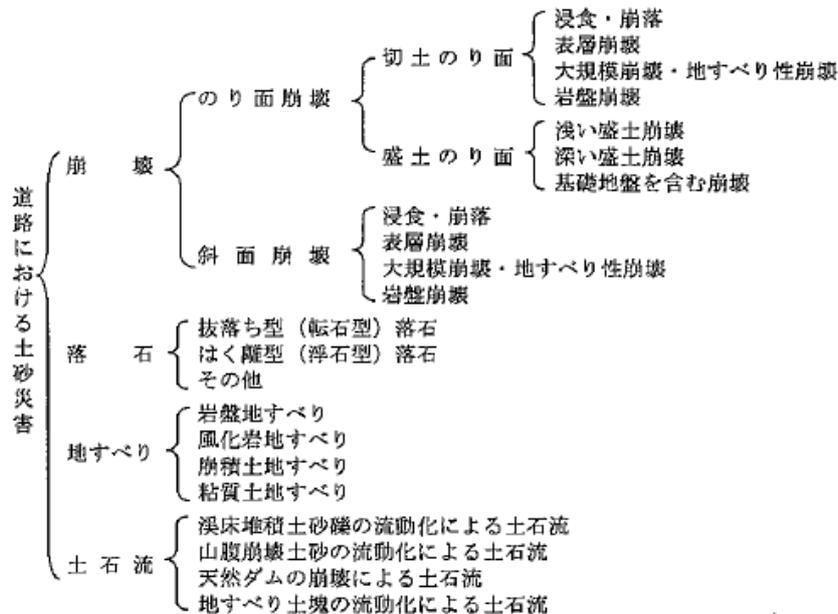
本業務は、日本・他の先進国・開発途上国の斜面对策技術の調査を通じて、無償資金協力事業における最適な調査・設計、施工管理/監理方法を提言し、併せて本邦の斜面对策技術が如何に比較優位であるかを明示することで、「質の高いインフラ輸出」に資する案件形成に貢献するものである。また、調査研究内容は英語版も作成し、本内容を広く世界に広めることも目的の 1 つとする。

### 2. 業務の留意事項

#### (1) 対象とする災害及び対策の範囲

本業務で扱う斜面对策は、第 3 種 2 級以上の交通量を有する道路斜面への防災と想定し、斜面对策を実施し、交通遮断を防ぐ必要があることを前提とする。斜面の勾配や規模、土質や地下水位については統一的な仮定を設けず、各条件の変化に伴う調査・設計、施工管理/監理方法を調査し、纏めること。対象とする災害は図 1 の土砂災害のうち、地すべりと土石流を除く、崩壊と落石とする。斜面での災害対策には、法枠工等のような大型な施設を建造し、災害そのものを防ごうとするものと、地すべり計測器のような機材を設置し災害を予測するものとあるが、本業務では基本的に両方を取り扱うこと。

また、本業務の目的の 1 つは、日本とは異なる条件下で実施される ODA 事業において、最適な斜面对策の調査・設計、施工管理/監理方法を提案することである。対策工を列挙する、これまでに適応事例がない新技術を推進する等が最終目的でないことに留意すること。



解図 1-1 道路における土砂災害の分類

図 1. 本調査研究で対象とする災害の例  
(日本道路協会「道路土工 切土工・斜面安定工指針」より抜粋)

## (2) 参照する文献について

斜面对策の調査・設計、施工管理/監理については、日本道路協会が出版している各種技術書だけでなく、NEXCO が公開している文書等、幅広く情報を収集すること。NEXCO が対象とする道路は大規模であり、同時に斜面規模も大きくなることから、日本道路協会が書籍で示すものとは異なる特徴を持つ可能性がある。各種基準を比較し、開発途上国における最適な斜面对策を模索するため、本業務では日本道路協会の書籍だけでなく、NEXCO 等から幅広く斜面对策情報を参照すること。

## (3) 報告書の纏め方

本業務の報告書は、和文の文献が無い、あるいは少ない事項を中心に記し、参照が容易なものは簡易な記載に留めること。特に本邦の技術については、日本道路協会等が出版している各種技術書に多く記載があることから、文献参照先の記載にとどめるなど必要最小限の引用とし、参照文献の内容をそのまま書き写すことはいたずらに文量を増やすだけであり、避けること。

## 3. 業務の内容

### (概要)

本業務は、日本・他の先進国・開発途上国の斜面对策技術の調査を通じ、無償資金協力事業における最適な調査・設計、施工管理/監理方法を提言し、併せて本分野の日本の優位性を確認することで「質の高いインフラ輸出」に資する案件形成に貢献するものである。また、調査研究内容は英語版も作成し、本内容を広く世界に広めることも目的の1つとする。

### (業務内容)

本業務は主に、本邦での文献調査や識者・実務者へのヒアリング、他の先進国と開発途上国での文献収集や斜面对策関連組織からのヒアリングに分けられる。

### (1) 準備作業（インセプション・レポート①・②の作成）

以下の内容（①）を含めたインセプション・レポート①を作成し、提出する。提出時期は、契約締結後1ヵ月以内とする。

#### ① 調査の実施方針

本業務の実施方針として、調査手法や実施工程、各人員の役割分担、作成時点における本業務の留意点、課題設定等を記載する。

以下の内容（②～④）を含めたインセプション・レポート②を作成し、提出する。提出時期は、契約締結後2ヵ月以内とする。

#### ② 発注者が実施した斜面对策案件の取り纏め

1954年以降の技術協力（技術協力プロジェクト、開発調査、開発調査型技術協力プロジェクト、草の根技術協力、課題別研修を含む）、有償資金協力、無償資金協力による斜面对策（道路案件の取付道路含む）を実施した案件を取り纏める。取り纏めの際には、実施年度や対象国、案件名、スキーム、金額、実施概要を纏める。また、取り纏めた結果から、これまでの斜面对策案件の傾向や課題等の分析を行うこと。過去の案件は、「海外経済協力基金年次報告書」や「国際協力銀行年次報告書」、「国際協力事業団年報」、「国際協力機構年報」、「国際協力機構年次報告書」に案件名等が纏められているため、適宜参照すること。

#### ③ 発注者が発注した斜面对策案件の調査特記仕様書のレビュー

発注者が過去に発注した斜面对策案件の特記仕様書をレビューする。スキームは無償資金協力を主としつつ、斜面对策に係る有償資金協力や技術協力プロジェクトのものも参照すること。有償資金協力や技術協力プロジェクトにおいては、無償資金協力と連携している案件のみならず、単体で斜面对策を扱うものも含む。少なくとも10案件はレビューし、斜面对策単体の案件だけでなく、道路・橋梁に付帯する小規模な斜面对策を持つ案件も含めること。参照する特記仕様書は、受注者が所有するもの、または過去同分野の案件を受注したことのあるコンサルタントに提供を交渉すること。なお、抽出にあたっては地域的なバランスにも留意することが望ましいが、特定の地域に集中して資料の精度を高めた方がよい、との判断もあるので受注者において最適な方法を提案すること。レビューに際しては、特に斜面に対する調査・設計、そして先方負担事項となる点検や維持管理の調査を特記仕様書の中で具体的にどのように発注者が指示しているか、それら記載が調査不足を起因させるような文言でないかを主に調査すること。技術協力プロジェクトの特記仕様書においては、斜面对策技術や維持管理方法における相手国の課題を踏まえた技術移転内容等の記載内容を確認すること。

#### ④ 斜面对策案件の施工管理/監理資料のレビュー

無償資金協力、或いは有償資金協力で実施した斜面对策案件の施工管理計画書や施工監理計画書、それらに付随する施工体制や品質管理計画、各種特記仕様書をレビューする。少なくとも10案件はレビューし、斜面对策単体の案件だけでな

く、道路・橋梁に付帯する小規模な斜面对策を持つ案件も含めること。これら資料は受注者が所有するもの、あるいは同分野案件の受注経験のあるコンサルタントや施工業者に提供を交渉すること。取寄せた施工管理/監理資料を比較し、以下を含めつつレビューを纏める。

- ・ 資料構成や概要
- ・ 同一工種における各案件での管理/監理方法の違い
- ・ 同じ案件の施工管理に係る書類と施工監理に係る書類の比較（それぞれ工種によって管理/監理方法に強弱がないか等）
- ・ 施工段階で設計変更や問題が発生していた場合、計画書等の変更点や元の資料の問題点や改善点を分析する。
- ・ 災害等の危険予知や、有事の際の対応に係る記載

## （２） 本邦における斜面对策技術の調査

### ① 本邦における斜面对策の歴史

本邦における大規模斜面災害の歴史や、斜面对策工の発展を時系列で纏める。日本のODA事業は基本的に自助努力による開発途上国の発展を目指しており、そのために各国の発展度合いにより提供する技術を考慮する場合もある。この業務は、日本における斜面对策のロードマップを示し、また後述の（５）で実施する開発途上国の斜面对策技術の現状と照らし合わせ、今後の斜面对策支援の方向性を探るためのものである。

### ② 本邦における国家計画等での斜面对策への言及

日本の災害対策基本法や防災基本計画、都道府県が作成する防災計画の中で、斜面災害対策への言及や予算配分を調査し、纏める。都道府県が作成する防災計画については、山岳地の多い長野県や群馬県、近年災害が発生した広島県、計画的に防災事業を進めている長崎県等、本業務の参考となる都道府県の計画から最低２件は選び、調査すること。この業務は、斜面对策が本邦の国家計画の中でどのように捉えられているかを示し、またそれを、後述の（４）と（５）で調査する、他の先進国と開発途上国の防災計画における斜面对策への言及と比較し、今後の斜面对策の支援において、開発途上国の国家計画にはどのように対応すべきかを探るためのものである。

### ③ 本邦における調査・設計手法

本邦における斜面对策の調査・設計の手順や手法を調査し、纏める。斜面の調査では、目視やドローンによる観察、既往災害の歴史、周辺地形の調査、ボーリング調査等による地質や地下水位の判別等があるが、それら調査のフローや調査方法を決定する基準、調査結果を基にどのような判断で設計を行うのか示すこと。ここで、地質については特に代表的なものを紹介し、それぞれの性質や対策工を実施する上での留意点を示す。

設計については、主な対策工を一覧表で纏め、各対策工の写真や、何に対する対策工（表面水の浸透を防ぐのか、アンカー等により土圧を確保するのか等）なのか、対策工法の選定方法、概算施工費用の比率を表示する等、一目で対策工の概要が分かる表を作成すること。また、本邦における斜面对策施設の点検や維持管理手法についても調査すること。資金協力事業において点検や維持管理は基本的に先方

負担事項とされるものの、建設したものを適切に管理しながら使用できるかについても確認する必要があり、調査・設計段階で点検や維持管理の実施能力を調べる必要がある。そのため、本邦における、設計内容に付随する点検や維持管理方法についても纏めること。

また、(1)で調査した ODA 事業における斜面对策の調査・設計と比較し、それぞれの違いを纏めること。特に、地震動の考慮やスコールのような熱帯地域特有の気候条件や地形条件、並びに地盤・土質条件等、本邦とは異なる条件下であることから、調査・設計にも変化が発生していると考えられるため、それら違いを明らかにすること。

#### ④ 本邦における施工管理/監理

本邦における施工管理/監理の手法を調査し纏める。①と同様、どのような管理/監理フローが行われ、各方法を決定する基準や管理結果の判断基準について調べる。斜面对策では、工種によって管理/監理方法や頻度が異なるため、それぞれについて纏めること。また、(1)で調査した ODA 事業での斜面施工管理/監理を比較する。本邦では発注者が直接施工監理を行うことが多いが、ODA 事業では調査・設計をしたコンサルタント等が施工監理をするため、このような体制の違いが施工監理そのものにも影響を及ぼしている可能性もあり、それら違いについても纏めること。

また、工事中の災害発生時の対応についても纏める。地震等の突発的な災害発生後の工事現場の点検方法や異常事態時の対応、また大雨のような段階的に発生する災害に対する危険予知や対策、異常事態時の対応について調査すること。工事中の災害対応はマニュアルどおりに動くのではなく、臨機応変な対応も求められることが多いため、文献だけでなく実際に災害対応に携わった組織や人物にヒアリングし、現場での判断等についても纏めること。また、災害対応についても、(1)で調べた ODA 事業での対応と比較し、違いを示すこと。

#### (3) プロGRESS・レポート①の作成

(1)と(2)で調査した内容をプロGRESS・レポート①として作成し、提出する。ODA 事業と本邦の斜面对策案件や技術を調査したことから、これらの比較や、この時点で考えられる今後の ODA 事業の調査・設計、施工管理/監理の在り方についても述べる。また、(4)以降の業務の方針や業務工程表、今後の業務の留意点も併せて記載すること。提出期限は、業務開始後 6 ヶ月とする。

#### (4) 他の先進国の斜面对策技術の調査

日本以外の先進国を対象に、各国の斜面对策技術を調査する。この業務の目的は、純粋に他の先進国の斜面对策技術を収集する他、それらの国の対策技術を日本と比較することで、日本の比較優位性を明示し、今後の「質の高いインフラ輸出」に寄与する案件形成の助けとすることである。

対象とする国と調査内容は以下を想定しているが、より相応しいものがあればプロポーザルで提案すること。基本的に各国へ渡航し、政府機関や現地施工業者等にヒアリングすることを想定しているが、受注者がその国の同分野の最新情報を持っているのであれば、打合せ簿を交わした上で渡航しないこととする。また、各国へ渡航する場合には、一度の渡航で複数国に向かう、複数のグループで手分けして情報収集を行う等、時間と経費を最小限にするよう努めること。なお、現地でのヒア

リングの際には、本業務の目的や成果について説明し相手から情報を聞き出すだけでなく、一方的な情報収集とならないよう、(2)で収集した日本の斜面对策も説明し、意見交換とすること。

また、以下の対象国は発注者では通常コンタクトすることがなく、発注者も明確な連絡先を承知していない。記載した組織名はこれまでに収集した情報を基にしたものであり、まずはこれら組織に連絡し、各国の適切な連絡先を入手すること。受注者がより適切な連絡先を知っているのであれば、発注者と相談の上、業務を実施しやすい方法を取ること。

#### 【調査対象国】

- ・ フランス（フランス防災プラットフォーム（the National Platform for Disaster Risk Reduction）及びフランス大災害予防協会（AFPCN: Association Française pour la Prevention des Catastrophes Naturelles））
- ・ スイス（自然災害プラットフォーム（PLANAT : the National Platform for Natural Hazards）及び開発協力庁（Swiss Agency for Development and Cooperation））
- ・ イタリア（市民保護局（Protezione Civile））
- ・ 米国（カリフォルニア州緊急事態局（OES））

#### 【調査内容】

基本的には(2)で調べた、本邦の斜面災害の歴史や防災計画での斜面对策の言及、調査・設計手法、施工管理/監理手法を調査対象国のものと比較することとし、それに加えて以下も調査する。また、現地で円滑なヒアリングを実施するため、渡航前にヒアリング概要を纏めたアンケート調査を実施する。

- ・ 渡航前のアンケート調査
- ・ 各国の防災機関及び斜面对策を司る組織の概要
- ・ 日本以外の技術指針により施工された実際の現場の、調査・設計指針及び施工管理/監理指針

### (5) 開発途上国の斜面对策技術の調査

開発途上国を対象に、各国の斜面对策技術を調査する。この業務の目的は、各途上国の斜面对策の現状を把握し、(2)で調査した本邦の各種斜面对策に係るものと比較することで、各国への適切な斜面对策支援を見極め、また今後各国がどのような斜面对策の発展をすべきか検討するためのものである。

対象とする国と調査内容は以下を想定しているが、より相応しいものがあればプロポーザルで提案すること。基本的に各国へ渡航し、政府機関や施工現地業者等にヒアリングすることを想定しているが、受注者がその国の同分野の最新情報を持っているのであれば、打合せ簿を交わした上で渡航しないこととする。また、各国へ渡航する場合には、一度の渡航で複数国に向かう、複数のグループで手分けして情報収集を行う等、時間と経費を最小限にするよう努めること。なお、現地でのヒアリングの際には、本業務の目的や成果について説明し相手から情報を聞き出すだけでなく、一方的な情報収集とならないよう(2)で収集した日本の斜面对策技術も説明し、意見交換とすること。

#### 【調査対象国】

- ・ スリランカ（国家災害管理局（DMC: Disaster Management Centre）、道路開発庁（RDA: Road Development Authority））
- ・ ネパール（公共事業定住省（MPPW: Ministry of Physical Planning and

Works) 道路局 (DoR : Department of Roads) )

- ・ エチオピア (エチオピア道路公社 (ERA : Ethiopian Road Authority) )
- ・ フィリピン (公共事業道路省 (DPWH : Department of Public Works and Highways))
- ・ インドネシア (公共事業省 (PU : Ministry of Public Works) ) 及び火山地質災害センター (PVMBG : Center for Volcanology & Geological Hazard Mitigation) )
- ・ ホンジュラス (インフラ・公共サービス省 (INSEP : Secretaría de Infraestructura y Servicios Públicos))

#### 【調査内容】

基本的には(2)で調べた、本邦の災害履歴や防災計画での言及、調査・設計手法、施工管理/監理手法を当該国のものと比較することとし、それに加えて以下も調査する。また、現地で円滑なヒアリングを実施するため、渡航前に概要を纏めたアンケート調査を実施すること。

- ・ 渡航前のアンケート調査
- ・ 各国の防災機関及び斜面对策を司る組織の概要
- ・ 日本以外の技術指針により施工された実際の現場の、調査・設計指針及び施工管理/監理指針
- ・ 日本のODAで実施した対策工の、維持管理の実態(技術力や頻度、予算等)

#### (6) プロGRESS・レポート②の作成

(1)から(5)で調査した内容を、PROGRESS・レポート②として纏め、提出すること。ここまでに、ODA事業と日本国内、他の先進国、開発途上国の斜面对策に係る各種情報を入手したことから、これらと比較し、その時点で受注者の考える今後のODA事業の調査・設計、施工管理/監理の在り方や、今後の案件形成の方向性について示すこと。また今後の業務の方針や業務工程表、今後の業務の留意点も併せて記載する。提出期限は、全渡航予定国に渡航した1ヵ月後とする。

#### (7) ODA事業における斜面对策の調査・設計

上記(1)から(5)で得られた情報から、今後の無償資金協力における斜面对策案件の調査・設計ハンドブック案を作成する。纏める際には、日本の調査・設計指針については(2)で調査した結果の概要程度に留め、本邦とは異なる条件下で行われる海外事業における調査・設計方法を重点的に記載すること。また、海外において日本の調査指針をそのまま適用することに留意が必要であれば、その理由と対策も記載すること。調査・設計ハンドブックの構成は以下を想定しているが、業務の進捗による柔軟に変更することとし、適宜発注者と相談する。

##### 【主な構成】

- ・ ハンドブックの内容と流れ
- ・ 過去の斜面对策案件での調査・設計における問題
- ・ 調査方法(手順、災害履歴、地質、地下水、気象等)
- ・ 設計方法(手順、仮設構造物等)
- ・ 海外における特殊事例
- ・ 斜面对策の施工計画・積算

## (8) ODA 事業における斜面对策の施工管理/監理

上記(1)から(5)の業務を踏まえ、今後の無償資金協力における斜面对策の施工管理/監理の方法をハンドブック案として纏める。纏める際には、日本の施工管理/監理方法については(2)で調査した結果の概要程度に留め、気候や社会性の違い等から発生する本邦とは異なる施工管理/監理方法について、特に記載すること。また、想定外の降雨量や地質・土質との遭遇等により施工中の斜面が崩壊した際の応急措置や、その後の設計変更の進め方、さらに崩壊に繋がらないよう事前に予兆を察知する方法も纏めること。施工管理/監理ハンドブック案の構成は以下を想定しているが、業務の進捗によって柔軟に変更することとし、適宜発注者と相談する。

### 【主な構成】

- ・ ハンドブックの内容と流れ
- ・ コンサルタントの業務
- ・ 施工業者の業務
- ・ 過去発生した斜面の施工管理/監理での問題
- ・ コンサルタントによる斜面施工監理
- ・ 施工業者による斜面施工管理
- ・ 危険予知
- ・ 斜面崩壊時及びその後の対応

## (9) 発注者の業務指示書への提言

(1)から(8)の業務を踏まえ、今後発注者が発注する斜面对策案件について、組み込むべき項目や文章の提言を行う。対象スキームは無償資金協力とし、発注者が発注する協力準備調査の特記仕様書への提言とする。(1)で実施した過去の特記仕様書のレビューを基に、過去の発注仕様書の問題点を示し、それに対する改善策を示すこと。提案する改善策においては、過去に課題とされた現地再委託の方法や、日本の調査・設計指針に完全に則って実施して良いのか等に触れること。また、斜面对策単体の案件と道路・橋梁案件に付随する小規模な斜面对策について、それぞれを区別した特記仕様書の書き方を提案すること。

## (10) BIM/CIMの活用

無償資金協力による対策対策について、BIM<sup>1</sup>/CIM<sup>2</sup>の活用方法や適用可能性の提言を行う。斜面对策は土中を掘削し、立体的な構造物を建造することが多いため、3次元モデルを設計段階で作成することが有意義かと考える。またICTを活用することで、多くの国籍・人種が集まる施工管理/監理をスムーズに行える可能性の他、予想外の降雨量等の突発的事象に対しても各員が同一の情報を共有することで円滑な対応が図れる可能性が高い。これらBIM/CIMの考え方は日本においても先進的なもの

<sup>1</sup> BIM (Building Information Modeling) : コンピューター上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに、コストや仕上げ、管理情報などの属性データを追加し、建築の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程でこれらの情報を活用することで、建築ビジネスの業務の効率化を図るもの。

<sup>2</sup> CIM (Construction Information Modeling/ Management) : 公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、ICTを駆使して、設計・施工・協議・維持管理等に係る各情報を一元化することにより、業務改善による一層の効果・効率向上を図るもの。

<https://www.autodesk.co.jp/solutions/bimcim>

であり、無償資金協力での適用も萌芽的であり、斜面对策案件において活用事例はない。そのため、特に無償資金協力のような海外事業において、調査・設計段階から3次元モデルを形成し、施工段階においてICT技術を駆使して情報管理することのメリット・デメリットや可能性について提言すること。その際、日本のBIM/CIM活用の事例や、BIM/CIM適用時のコスト増減、費用対効果についても触れること。

#### (11) 案件形成への助言

(1) から (10) の業務を踏まえ、今後の斜面对策案件の形成について、調査設計・施工監理コンサルタント及び施工会社の視点で助言を行う。我が国政府及び発注者が実施する案件形成をより効果的なものとするために、今般の業務を通じ、技術者の視点から助言する。特に、(4) で実施した他先進国の斜面对策技術を日本のものと比較することで、具体的にどのような技術が日本の「質の高いインフラ輸出」に寄与できるのか、(5) で実施した各開発途上国の斜面对策技術を基に、どのような順番でどのような技術移転が出来ればその国の発展に繋がるか等の助言を行うこと。なお、本業務についてはスキームを問わず提案すること。

#### (12) 専門家意見の反映

事業実施に当たっては、研究会の形式で斜面对策の専門家に意見を聴取する機会を設けること。業務開始3ヵ月以内に1回、ドラフトファイナルレポート提出時の業務最終段階の2回実施する。土質力学や地盤工学、斜面对策等を専門とし、特に海外での事業に興味関心のある組織や人物を含め、大学や研究機関、施工会社等からそれぞれ最低3~5人程度は参加できるように調整すること。道路防災の行政経験を有する人物も参加できるように調整する。具体的な人物については、契約直後に発注者と相談しつつ決める。また、研究会参加者に移動費と謝金を支払うことも念頭に置く。移動費は、専門家の勤務地最寄り駅から意見交換会開催場所最寄り駅までを実費精算することとする。

#### (13) ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの作成

(1) から (12) までの調査結果を纏め、ドラフトファイナルレポートとして提出する。報告書は、報告書本体((7)と(8)を除く内容を纏めたもの)と調査・設計ハンドブック、施工管理/監理ハンドブックの3つを作成すること。ドラフトファイナルレポートの提出時期は、プログレス・レポート②を提出後、3.5ヵ月後とする。

また、発注者や(12)の有識者のドラフトファイナルレポートへのコメントを受け、それぞれの内容を修正したものをファイナルレポートとして提出する。ファイナルレポートは、和文と英文を作成すること。提出期限は、プログレス・レポート②提出後、5.5ヵ月以内とする。

#### (14) 調査結果にかかる発注者内発表の支援

ファイナルレポートの内容を踏まえ、発注者内で調査結果につき発表会を実施することを予定している。発注者と相談のうえ、必要に応じ発表会の日時、参加者の調整、及び発表内容の準備に係る側面支援等を適宜行うこと。また発表会にも出席すること。

### 3. 報告書等

#### (1) 進捗報告に係る成果品

次の報告書等を発注者の指示に従い、成果品として発注者に提出する。記載事項及び部数は以下の通り。本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、提出期限を2022年4月15日とする。部分払いにおける中間成果品は、以下のドラフトファイナルレポート（提出時期：2022年2月上旬）とする。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議議事録やレポート等を発注者へ都度提出・報告すること。

##### A) インセプション・レポート①

記載事項 : 3. (1) 参照  
提出時期 : 業務開始後1ヵ月以内  
部数 : 和文3部（簡易製本）  
電子化ファイル 1部

##### B) インセプション・レポート②

記載事項 : 3. (1) 参照  
提出時期 : 業務開始後2ヵ月以内  
部数 : 和文3部（簡易製本）  
電子化ファイル 1部

##### C) プロGRESS・レポート①

記載事項 : 3. (3) 参照  
提出時期 : 業務開始後6ヵ月以内  
部数 : 和文3部（簡易製本）  
電子化ファイル 1部

##### D) プロGRESS・レポート②

記載事項 : 3. (6) 参照  
提出時期 : 全渡航対象国の調査終了後1ヵ月以内  
部数 : 和文3部（簡易製本）  
電子化ファイル 1部

##### E) ドラフトファイナルレポート

記載事項 : 3. (13) 参照。報告書本体と調査・設計ハンドブック、施工管理/監理ハンドブックの3つを提出すること。

提出時期 : プロGRESS・レポート②提出後、3.5ヵ月以内  
部数 : 和文5部（簡易製本）  
電子化ファイル 1部

##### F) ファイナルレポート

記載事項 : ドラフトファイナルレポートに対するコメントを受け、必要に応じて各書類に情報・データ・提言を加えたもの。報告書本体と調査・設計ハンドブック、施工管理/監理ハンドブックの3つを提出すること。また、それぞれ和文と英文を作成すること。

提出時期 : プロGRESS・レポート②提出後、5.5ヵ月以内  
部数 : 和文10部、英文10部  
電子化ファイル 1部、同内容を入れたCD-R5枚

#### (2) その他提出物

(ア) 議事録

発注者との協議や各報告書説明、先方政府や本邦道路案件関係者等との協議に係る議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。また、発注者が開催する各種会議における議題、出席者、質疑応答等について、議事録（A4判、タイピング）案を取りまとめたうえ、会議開催後3営業日以内に発注者に提出する。

(イ) 月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、発注者に提出する。なお様式はコンサルタント業務従事月報を使用する。

(ウ) 収集資料

業務実施を通して収集した資料及びデータは全て分野別に整理し、収集資料リストを付した上で資料編はCD-ROM（Windows対応）で、ファイナルレポート提出とともに発注者に提出する。

(エ) その他

その他、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

**(3) 成果品の仕様**

最終報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参考すること。その他の報告書の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

**(4) 報告書等作成にあたっての留意事項**

- ・ 各報告書は、その内容を的確に簡潔に記述すること。
- ・ 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- ・ 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- ・ 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- ・ 発注者が開催する各種会議における提出物については、事前に（発注者と合意した日程に）発注者へ提出し、事前説明を行うこと。

報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うことで、関係者がその内容につき十分に理解を深めた上で、事業計画策定に向けた技術的な検討ができるよう留意すること。

別紙：ファイナルレポート 目次案

## 別紙：ファイナルレポート 目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案（記載内容の構成）は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

### (1) 序論

調査の背景及び目的

### (2) 過去の斜面对策 ODA 事業の調査結果・分析

- a) 過去の斜面对策 ODA 事業の取り纏め（対象国・案件名・スキーム・金額・概要）
- b) 過去の斜面对策 ODA 事業の傾向・課題の分析
- c) JICA が発注した斜面对策事業の調査における特記仕様書のレビュー結果・分析
  - ・ 斜面对策に係る調査・設計、先方負担事項となる点検・維持管理の調査等にかかる記載内容の課題等
- d) 斜面对策事業の施工管理/監理計画書のレビュー結果・分析
  - ・ 資料構成・概要
  - ・ 同一工種における各案件での管理/監理方法の違い
  - ・ 同じ案件の施工管理に係る書類と施工監理に係る書類の比較（各工種によって管理/監理方法に強弱が無いかなど）
  - ・ 施工段階で設計変更や問題が発生していた場合における計画書等の変更点や元の資料の問題点や改善点の分析
  - ・ 災害等の危険予知・有事の際の対応等

### (3) 本邦における斜面对策技術の調査結果・分析

- a) 斜面对策の歴史
- b) 国家計画等での斜面对策への言及内容
- c) 地形・気候条件（設計の前提条件）
- d) 調査・設計手法
  - ・ 調査のフロー・調査方法を決定する基準・調査結果に基づく設計手法の決定方法
  - ・ 代表的な地質・気候等の性質、対策工の実施における留意点
  - ・ 主な対策工の概要一覧表（各対策工の特徴、選定方法、概算施工費用等）
  - ・ 対策施設の点検・維持管理手法
  - ・ (2) で調査した過去の斜面对策 ODA 事業の調査・設計との違い
  - ・ 等

- e) 施工管理/監理手法
    - ・ 管理/監理のフロー・各方法を決定する基準・管理結果の判断基準
    - ・ 各工種における管理/監理の方法・頻度
    - ・ (2) で調査した過去の斜面对策 ODA 事業の施工管理/監理との違い
    - ・ 工事中の災害発生時の対応 (ODA 事業での対応との比較含む)
    - ・ 等
- (4) 他の先進国の斜面对策技術の調査結果・分析
- a) 斜面对策の歴史
  - b) 国家計画等での斜面对策への言及内容
  - c) 地形・気候条件 (設計の前提条件)
  - d) 調査・設計手法
    - ・ 調査のフロー・調査方法を決定する基準・調査結果に基づく設計手法の決定方法
    - ・ 代表的な地質・気候等の性質、対策工の実施における留意点
    - ・ 主な対策工の概要一覧表 (各対策工の特徴、選定方法、概算施工費用等)
    - ・ 対策施設の点検・維持管理手法等
  - e) 施工管理/監理手法
    - ・ 管理/監理のフロー・各方法を決定する基準・管理結果の判断基準
    - ・ 各工種における管理/監理の方法・頻度
    - ・ 工事中の災害発生時の対応等
  - f) a)～e)の調査結果と (3) で調査した本邦における斜面对策技術との比較・本邦技術の優位性の有無・理由
  - g) 各国の防災機関及び斜面对策を司る組織の概要
  - h) 日本以外の技術指針により施工された実際の現場の調査・設計指針及び施工管理/監理指針
- (5) 開発途上国の斜面对策技術の調査結果・分析
- a) 斜面对策の歴史
  - b) 国家計画等での斜面对策への言及内容
  - c) 地形・気候条件 (設計の前提条件)
  - d) 調査・設計手法
    - ・ 調査のフロー・調査方法を決定する基準・調査結果に基づく設計手法の決定方法
    - ・ 代表的な地質・気候等の性質、対策工の実施における留意点
    - ・ 主な対策工の概要一覧表 (各対策工の特徴、選定方法、概算施工費用等)
    - ・ 対策施設の点検・維持管理手法等
  - e) 施工管理/監理手法
    - ・ 管理/監理のフロー・各方法を決定する基準・管理結果の判断基準
    - ・ 各工種における管理/監理の方法・頻度

- ・ 工事中の災害発生時の対応等
  - f) a)～e)の調査結果と(3)で調査した本邦における斜面对策技術との比較
  - g) 各国の防災機関及び斜面对策を司る組織の概要
  - h) 日本以外の技術指針により施工された実際の現場の調査・設計指針及び施工管理/監理指針
  - i) 日本のODAで実施した対策工の、維持管理の実態(技術力、頻度、予算等)
- (6) (1)～(5)の内容を踏まえた今後のODA事業における斜面对策の調査・設計指針
  - a) 調査方法(手順、災害の歴史、地質、地下水、気象等)
  - b) 設計方法(手順、仮設構造物等)
  - c) 海外における特殊事例
  - d) 斜面对策の施工計画・積算方法
- (7) 今後のODA事業における斜面对策の施工管理/監理指針
  - a) コンサルタントによる斜面施工監理
  - b) 施工業者による斜面施工管理
  - c) 危険予知
  - d) 斜面崩壊時及びその後の対応
- (8) JICAの業務指示書への提言
- (9) BIM/CIMの活用
- (10) 今後の案件形成への助言
  - a) 日本の「質の高いインフラ輸出」に寄与する技術
  - b) 途上国の状況に合わせた本邦技術の展開方法

以上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：全世界における道路・斜面对策に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年4月くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が2021年7月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／斜面对策総合

➤ 斜面調査・設計①

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／斜面对策総合）】

- a) 類似業務経験の分野：全世界における道路・斜面对策関連業務の経験を有すること（10年程度を目安とする）。斜面对策の調査・設計及び施工管理/監理全般に関する技術的知見を有すること。
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 斜面对策調査・設計①】

- a) 類似業務経験の分野：全世界における斜面对策関連業務の経験を有すること（10年程度を目安とする）。特に斜面对策の調査・設計に関する技術的知見を有すること。
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 調査工程

2020年12月より業務を開始し、2022年4月15日に成果品（ファイナルレポート）を作成・提出する。

### (2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### ① 業務量の目途

合計 23.4M/M

### (3) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/斜面对策総合（2号）（評価対象予定者）
- ② 斜面对策調査・設計①（3号）（評価対象予定者）
- ③ 斜面对策調査・設計②
- ④ 斜面施工管理/監理
- ⑤ 防災計画

### (4) 国内・現地再委託

本業務においては国内・現地再委託を想定しておりません。

### (5) 参考資料

#### ① 公開資料：JICA 図書館ホームページ

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html> において各案件の報告書が閲覧・ダウンロード可能である。以下は斜面对策に係る報告書ではないが、本業務と同じく、ある分野を掘り下げるための基礎研究として発注されたものであり、資料構成等を参考にすること。

## ② 道路舗装に関連する資料

- ・ 2013年「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア) 資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究) 報告書」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013606.html>
- ・ 2015年「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
- ・ 2016年「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究) 報告書」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>
- ・ 2016年「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究) 報告書：別冊 無償資金協力事業の舗装施工監理/管理ハンドブック(案)」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031375.html>
- ・ 2019年「開発途上国における道路舗装の耐流動性向上に係る調査分析 最終報告書」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043263.html>
- ・ 2019年「JICA 無償資金協力事業 道路舗装ハンドブック」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043264.html>

## (6) その他

### ① 現地安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所や大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地渡航時には外務省海外旅行登録である「たびレジ」へ登録、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。加えて、現地作業中における安全管理体制を技術提案書に記載すること。

### ② 新型コロナウイルス感染症の影響

2020年初頭から世界中に流行している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本国外への渡航の制限、日本国の水際対策による日本への入国制限等、これまでのように現地に渡航して日本人専門家が調査活動を実施していくことは厳しい状況が続くことが想定される。現時点では現地渡航を伴う業務を想定しているが、現地渡航開始予定時期の状況を鑑み、JICAに相談の上、調査計画の見直しを可能とする(契約変更の手続きを要する)。

### ③ 複数年度契約

本業務において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

### ④ 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション

能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - 4) 旅費（航空賃）
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
  - 1) 専門家意見交換会の謝金： 240千円
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。
  - 1) 専門家意見の反映に係る業務： 0.30人月
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 旅費（航空賃）について、経路についてはプロポーザルでご提案いただき、費用については別見積りに計上してください。
- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

#### 6. 公開資料等

##### (1) 公開資料

##### ① 公開資料：JICA 図書館ホームページ

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html> において各案件の報告書が閲覧・ダウンロード可能である。以下は斜面对策に係る報告書ではないが、本業務と同じく、ある分野を掘り下げるための基礎研究として発注されたものであり、資料構成等を参考にすること。

② 道路舗装に関連する資料

- ・ 2013年「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア) 資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究)報告書」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013606.html>
- ・ 2015年「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
- ・ 2016年「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究)報告書」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>
- ・ 2016年「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究)報告書：別冊 無償資金協力事業の舗装施工監理/管理ハンドブック(案)」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031375.html>
- ・ 2019年「開発途上国における道路舗装の耐流動性向上に係る調査分析 最終報告書」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043263.html>
- ・ 2019年「JICA 無償資金協力事業 道路舗装ハンドブック」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043264.html>

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10.00)</b>	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40.00)</b>	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50.00)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34.00)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／斜面对策総合	<b>(34.00)</b>	<b>(13.00)</b>
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	<b>(13.00)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>( — )</b>	<b>(8.00)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		—
イ) 業務管理体制	—	—
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>斜面調査・設計</u>①</b>	<b>(16.00)</b>	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	<b>( — )</b>	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から  
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 資金協力業務部 実施監理第一課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

**【オプション1：部分払を設定する場合】**

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

**【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】**

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。